

各種特設相談				
相談者の秘密は厳守します。気軽に利用ください。				
3 子育ての心 子育ての心 子育ての心				
相談名	日時	場所(所在地など)	相談内容	問・申込
子どもの心理相談会	8月20日(木)10時、11時、13時、14時(予約制)	矢本保健相談センター	お子さんの成長や育ちに合わせたかわり方について、心理士による個別相談	健康推進課子ども健康係 ☎内線3102
こころの健康相談(精神保健福祉相談)	8月21日(金)14時～17時(予約制)		精神科医療機関への受診を迷っている、眠れないなどのこころの悩みを抱えている方・そのご家族に対する精神科医による個別相談	健康推進課健康支援係 ☎内線3114
アルコール関連相談	8月5日(水)、9月2日(水)10時～15時(予約制)	東部保健福祉事務所(石巻市あゆみ野5丁目7番地、県石巻合同庁舎)	アルコールやギャンブル関連の問題で困っている方 ・家族・関係者に対する精神保健福祉士による個別相談	東部保健福祉事務所 母子・障害班 ☎95-1431
特設人権相談	8月7日(金)10時～15時※予約不要	市コミュニティセンター	いじめ、暴力、隣近所とのめめ事、その他人権に関する相談	仙台法務局石巻支局 ☎22-6188 市民生活課戸籍住民係 ☎内線1122
消費生活相談	月・水・金曜(祝日を除く)9時～12時、13時～15時	市役所市民生活課(1階:消費生活相談室)	悪質商法、不当請求、契約トラブル(クーリングオフ)などの消費生活をめぐる問題に関する相談	市民生活課消費生活相談員 ☎内線1117
行政相談	8月14日(金)13時～15時	小野市民センター	国・自治体の行政や郵便局・NTT、独立行政法人などの業務に関する相談	総務課総務係 ☎内線1206
法律相談(予約制)	8月20日(木)10時～15時45分	市役所矢本庁舎101会議室	弁護士による家族、多重債務などの法律相談	
みやぎ女性のための出張相談in石巻(参加無料)	8月5日(水)9月2日(水)、10月7日(水)いずれも10時30分～16時(1人約50分)	県石巻合同庁舎	NPO法人ハーティ仙台の女性相談員が、人間関係で悩む女性の個別相談に応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。 ■対象 県内在住で、DVや離婚、パワハラ、セクハラ、家庭の問題、シングルマザーの子育てなどで悩んでいる女性(匿名での参加可)	■申込 相談日の前日15時までに電話で申し込みください。 ※託児はありません。 ■問 宮城県東部保健福祉事務所 母子・障害班 ☎95-1431
空き家無料相談会	8月31日(月) ①13時～13時45分 ②14時～14時45分 ③15時～15時45分 ④16時～16時45分	東松島市役所矢本庁舎会議室	空き家を相続したのが何から始めれば良いか相談したい、今住んでいる家が空き家になった時にトラブルがないように準備したいなどの悩みに、専門家が相談を受けします。	企画政策課空き家担当へ電話予約(相談枠は先着順) 企画政策課基地政策・地域振興係 ☎内線1234
相続登記専門司法書士無料相談会	8月26日(水) ①13時～13時45分 ②14時～14時45分 ③15時～15時45分 ④16時～16時45分	東松島市役所矢本庁舎会議室	不動産の相続が生じたのが何から始めれば良いか相談したい、将来子供に不動産を相続するのにトラブルがないように準備したいなどの悩みに、司法書士が相談を受けします。	宮城県司法書士会へ電話予約(相談枠は先着順)☎022-263-6755 企画政策課基地政策・地域振興係 ☎内線1234
福島第一原子力発電所事故の損害賠償に関する個別無料相談会	8月17日(月)、18(火)13時30分～15時30分	宮城県庁	■対象 県内の法人、個人事業者等 ■定員 いずれの会場も2～4人(先着順)	■申込期限開催日の1週間前まで ■問・申込 宮城県原子力安全対策課☎022-211-2340 詳しくは、宮城県原子力安全対策課ホームページをご覧ください。
	8月20日(木)13時30分～15時30分	宮城県自治会館		
婚活相談会	9月12日(土)10時～15時(1人あたり45分程度)	市コミュニティセンター研修室	婚活のことでお悩み・ご心配の皆様のご相談に応じます。ご友人との参加やご家族のみの参加も可能です。お気軽にお越しください。 ■対象 結婚(婚活)を考えている55歳までの独身男女またはご家族やご友人の方 ■相談料 無料 ■定員 8人(要予約)	■問・申込 みやぎ青年婚活サポートセンター※時間10時～17時。火曜定休。 ☎022-293-4638 FAX 022-293-4649 E-Mail: konkatu@seinenkaikan.or.jp

国民ねんきんだより

4
国民年金
国民年金

国民年金機構ホームページ

令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方など)で、実子、養子を育てている方は育児のための免除制度を令和8年10月から利用できるようになります。
詳しい内容については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

■対象となる方

1. 子と身分(親子)関係が継続していること
2. 子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

<実母の場合>
産前産後免除期間の翌月から、お子さんが1歳になる前月までの国民年金保険料が免除されます。

<実父または養父母の場合>
子を養育することになった日の属する月から、お子さんが1歳になる前月までの国民年金保険料が免除されます。

【産前産後期間の免除制度】
出産予定月(または出産月)の前月から4か月分の国民年金保険料が免除され、出産予定日の6か月前から申請できます。
※多胎(双子等)の場合は、出産予定月の3か月前から6か月分の国民年金保険料が免除されます。

■問 日本年金機構石巻年金事務所 ☎22-5115(自動音声案内)

消費生活情報

～消費者・事業者どちらも努力すべき～

80代女性宅に「雑誌の定期購読申込ありがとうございました」と某雑誌販売店から電話がありました。電話を受けた家族は申込について知らなかったため、すぐにクーリングオフを申し出ました。状況を確認すると、来年1月から3月までの3か月間の契約で、タオルや洗濯用洗剤、雑貨詰め合わせなど、たくさんの粗品を渡されていました。申込書裏面には赤文字でクーリングオフについて記載されていましたが、説明はありませんでした。本人は顔見知りの販売員に頼まれたので、いったんは断ったものの粗品につられて契約したようです。

これだけでも、販売する側の適合性の原則(高齢者に来年の契約をさせる・家族に説明をしない)、景品表示法(景品の価格・量が適正なのか)特定商取引法(断っているのに勧誘を続ける・クーリングオフの説明をしない)を認識していない問題点があります。家族がさらに驚いたのは、その雑誌販売員が自分の仕事に関わる法令等を知らない事でした。粗品類を多く渡せば喜んで契約するだろうという考え方のようでした。

訪問販売ではこわもての押し売りは減り、増えたのは顔なじみになってから契約を勧めるという方法です。どんな方法でも販売員や勧誘員は自社の看板を背負っている事を考え、自身の仕事に関わる法令を覚え、順守することが求められます。あわせて消費者は自分を守る意識を高める事が消費トラブル防止に大きくつながります。

～お買い物や契約で、心配なときや困ったときは相談窓口へ～

■問・相談先 市役所矢本庁舎1階 市民生活課消費生活相談窓口
月・水・金曜日9時～15時(12時～13時を除く) ☎内線1117
火・木曜日は東部地方振興事務所県民サービスセンター(石巻合同庁舎内)☎93-5700(平日)または消費者ホットライン 188
直接相談に行く場合は、事前に空き状況を確認してください